

## 各国情報及びガイダンス

### インド：宗教的少数派

2015年4月

#### 序文

この文書は、インドの国民／居住者によって行われる申請ならびにインドについての出身国情報（COI：Country of Origin Information）を処理する際に、内務省（Home Office）の意思決定者にガイダンスを提供する。これには、申請が庇護、人道的保護、又は裁量的許可の提供を正当化することができるか、及び申請が拒絶された場合に2002年国籍、移住及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第94項に基づいて「明らかに根拠がない」と認定できる可能性があるが含まれる。

意思決定者は、この文書に含まれるガイダンス、入手できるCOI、適用される判例法、及び関係政策に関連する内務省のケースワーク・ガイダンスを含む、各事例に固有の事実及びすべての関連する証拠を考慮して、個別に申請を検討しなければならない。

#### 各国情報

この文書におけるCOIは、（通常は）英語で公開されている広範囲の外部情報源から編集されている。情報の妥当性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性、及び追跡可能性に考慮が払われており、正確性を確保するために個別の情報源の全体で用いられている情報を確認するように可能な限り努力が払われている。引用されているすべての情報源は、脚注で参照されている。これは、2008年4月付の出身国情報（COI）を処理するための共通欧州連合ガイドライン（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)、及び欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン（European Asylum Support Office's research guidelines）、2012年7月付の出身国情報報告方法（Country of Origin Information report methodology）に準拠して調査され、提示されている。

#### フィードバック

我々の目標は、我々が提供するガイダンスと情報を常に改善し続けることである。したがって、この文書について意見がある場合は、我々宛に E メールを送信していただきたい。

## 各国情報に関する独立諮問グループ

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI : Independent Advisory Group on Country Information）は、2009年3月に、国境・移民局独立首席調査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に対して内務省のCOI資料の内容に関する勧告を行う目的で、同検査官によって設立された。IAGCIは、内務省のCOI資料に関するフィードバックを受け付けている。IAGCIの任務及びIAGCIにより審査されているCOI文書のリストに関する情報は、独立首席調査官の下記ウェブサイトで閲覧することができる。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

内務省の資料、手続き、又は政策を承認することは、IAGCIの任務ではない。

IAGCIの連絡先は次のとおりである。

国境・移民局独立首席調査官

5th Floor, Globe House,

89 Eccleston Square,

London, SW1V 1PN

Eメール: [chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

目次

ガイダンス

1. 序文
2. 諸問題の考察
3. 方針の概要

情報

4. 概観

5. 宗教が原因となる暴力及び差別
6. 宗教的少数派
7. 救済と保護の手段

## ガイドンス

更新：2015年3月31日

### 1. 序文

#### 1.1 申請の理由

1.1.1 その者の宗教的な所属を理由とする、国家当局又はそれ以外の当事者のいずれかによる危害又は虐待のおそれ。

#### 1.2 考察される諸問題の概要

- ▶ その者の申立ては信用できるものか。
- ▶ 宗教的少数派のメンバーはインドで迫害に相当する虐待又は危害の危険性に直面しているか。
- ▶ 危険に直面している者は効果的な保護を求めることができるか。
- ▶ 危険に直面している者はインド国内を移動できるか。

### 2. 諸問題の考察

#### 2.1 その者の申立ては信用できるか。

2.1.1 意思決定者は、その者の宗教的な所属、意見、又は活動の報告に関連する重要事実が合理的に詳細であるか、内部的に一貫しているか（例えば、口頭証言、陳述書）、及び外部的に信頼できるか（すなわち、一般に知られている事実及び各国情報と一致しているか）考察しなければならない。意思決定者は、なぜその者に一貫性がないのか又は詳細な重要事実を提出できないのかに関して考えられる基本的要因を考慮しなければならない。

2.1.2 このことに関するさらに詳細な情報と助言については、国別情報のセクションと信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令（Asylum Instruction on Assessing

credibility and refugee status) の関連するセクションを参照されたい。

## 2.2 宗教的少数派のメンバーはインドで迫害に相当する虐待又は危害の危険に直面しているか。

2.2.1 インドは、世俗的な共和国である。憲法及び他の法律は、宗教の自由を保護しており、これは概ね政府によって尊重されている。法律は、イスラム教徒、シク教徒、キリスト教徒、パーシ（ゾロアスター教徒）及び仏教徒のための「少数派コミュニティ」の地位を規定している。法律は、政府がこれらの少数派の存在を保護し、その個々のアイデンティティの推進のための条件を奨励すると定めている。しかしながら、一部の州の法律と政策は、それらの州政府による「改宗禁止（anti-conversion）」法の施行を含めて、この自由を制限している。異宗教間の結婚を行う者は、差別、社会的疎外、又は家族の暴力若しくは対立住民間の暴力を受ける可能性がある（国別情報のセクションの「概観」を参照）。

2.2.2 宗教的な所属を理由とする社会的虐待、脅迫、嫌がらせ、差別、礼拝場所の襲撃、及び対立住民間の暴力という事件が発生しており、ときには、死亡、負傷、強姦、強制退去、及び強制的なヒンドゥー教への改宗を伴う場合がある（国別情報のセクションの「宗教が原因となる暴力及び差別」及び「改宗」を参照）。しかしながら、宗教的少数派は国中で生活しており、それらの少数派のメンバーに対する迫害、重大な危害、又は他の基本的人権の侵害の実際的な危険性が存在するという結論を裏付ける証拠はない。

## 2.3 危険に直面している者は効果的な保護を求めることができるか。

2.3.1 機能的な刑事司法制度が存在する一方で、警察の有効性と行動は州ごとに異なっている（「各国情報及びガイダンス、インド：保護の当事者と国内の移動を含む背景」における法の支配及び司法を参照）。いくつかの事例では、地元の警察と執行当局は、宗教的少数派を対立住民間の暴力から効果的に保護することができていない。宗教の自由に対する法律上の保護は全般的には実施されており、宗教の自由の侵害に対して訴訟が起こされており、法律上の保護が個人による差別又は迫害に対処するために存在する一方で、当局はいくつかの制限的な法律を実施しており、常に宗教的少数派を攻撃した者を効率的又は効果的に起訴したわけではなかった（各国情報のセクションの「救済と保護の手段」を参照）。

2.3.2 効果的な州の保護は、宗教的少数派のメンバーにとって利用することができる。し

かしながら、意思決定者は、効果的な保護が特定の状況及びその個人のプロフィールに関連して利用できるかどうかを評価しなければならない。何らかの過去の迫害及び過去の効果的な保護の欠如は、効果的な保護がその特定の地域では将来利用可能とならないことを示す可能性がある（「信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令（Asylum Instruction on Assessing credibility and refugee status）」の関連するセクションを参照）。

## 2.4 危険に直面している者はインド国内を移動できるか。

2.4.1 インドは広大な国であり、インドとパキスタンの間で分割されている Jammu と Kashmir の全体を含む 3,287,263 平方キロメートルの面積を有する。国の人口は、12 億人を超える（「各国情報及びガイダンス、インド：保護の当事者と国内の移動を含む背景」を参照）。宗教的少数派コミュニティは国中に存在しており、全般的には平和的に共存している（各国情報における「宗教的少数派」を参照）。

2.4.2 意思決定者は、その者が重大な危害の実際的な危険性に直面しない、及び合理的に滞在することが期待できる場所に国内的に移動できるかどうか判断しなければならない。この評価は、個別の事例の事実に基づく必要がある。

2.4.3 国内の移動を考察する方法に関するさらに詳細な情報については、「信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令」の関係するセクションも参照されたい。インドに関する国内移動に関する一般情報については、「各国情報及びガイダンス、インド：保護の当事者と国内の移動を含む背景」を参照されたい。また女性の場合については、「各国情報及びガイダンス、インド：性に基づく危害／暴力を恐れる女性たち」も参照されたい。

## 3. 方針の概要

- 全般的に、宗教的少数派は、信仰を自由に実践し、礼拝場所に参列し、宗教活動に参加することができる。しかしながら、「改宗禁止」法は、有罪判決率は低いが、少数派を差別したり、改宗したと認められる少数派を任意に逮捕したりするために利用されている。
- 社会的虐待、脅迫、嫌がらせ、差別、礼拝場所の襲撃、及び対立住民間の暴力の事例は発生しており、ときには、宗教的少数派の死亡、負傷、強姦、強制退去、及び強制的なヒन्दゥー教への改宗を伴う場合があり、それぞれの場合に迫害に相当

する場合もあるが、全般的な迫害の危険性を提起するレベルではない。

- 異宗教間の結婚を行う者は、差別、社会的疎外、又は名誉犯罪を含めて家族の暴力若しくは対立住民間の暴力を受ける可能性がある。
- 現実的な危険性が生じた場合には、効果的な保護が当局によって提供される可能性がある。
- 加えて、インドの別の地域への国内移動は、選択肢とすることができるが、それを行うようその者に期待することが不当に過酷なものでないかぎり、脅威の性質と原因ならびにその者の個人的な事情に依存する。
- 申請が拒絶された場合は、インドは指定国として登載されているため、2002年国籍、移住及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第94項に基づいた認定に関して、その申請は考察されなければならない。またほとんどの場合は、宗教的少数派のメンバーであることに基づく申請は、「明らかに根拠がない」と認定できる可能性がある。

庇護決定に関するさらに詳細な情報については、「信びよう性と難民資格の評価に関する庇護指令」、「人道的保護に関する庇護指令（Asylum Instruction on Humanitarian Protection）」、及び「裁量許可に関する庇護指令（Asylum Instruction on Discretionary Leave）」を参照されたい。

認定に関するさらに詳細な情報については、「非停止請願に関する庇護指令：2002年NIA法セクション94に基づく認定（Asylum Instruction on Non-Suspensive-Appeals: Certification Under Section 94 of NIA Act 2002）」を参照されたい。

## 情報

### 4. 概観

4.1.1 インドは世俗的な共和国であり、すべての宗教は法の下に平等であるとみなされている。憲法と他の法律は宗教の自由を保護しており、これは全般的に政府によって尊重されている。しかしながら、一部の法律と政策は、一部の州政府による「改宗禁止」法の施行を含めて、この自由を制限している。一部の地元の警察と執行当局は、いくつかの事例において宗教的少数派に対する攻撃及び対立住民間の暴力に効果的に対

応することができていない。

## 人口統計

4.1.2 2012年7月の推計では、インドの総人口は12億人を超えている。米国国務省の2013年国際宗教自由報告書(US Department of State's International Religious Freedom Report 2013)は、「2001年の国勢調査によれば... ヒンドゥー教徒は人口の80.5%、イスラム教は13.4%、キリスト教徒は2.3%、シク教徒は1.9%を構成している」と述べている。「人口の2%未満を構成するグループには、仏教徒、ジャイナ教徒、パーシ教徒(ゾロアスター教徒)、ユダヤ教徒、及びバハイー教徒が含まれる。従来カースト制度外の先住民グループであり、一般に政府統計においてはヒンドゥー教徒に含まれる「部族」グループはしばしば、伝統的な土着の信仰(アミニズム)を実践している。」

イスラム教徒、キリスト教徒、及びシク教徒の人口統計に関するより詳細な情報については、「宗教的少数派」を参照されたい。

## 法律

4.1.3 米国国務省の2013年国際宗教自由報告書は、次のように指摘している。

「法律は、5つの宗教グループ：イスラム教徒、シク教徒、キリスト教徒、パーシ教徒、及び仏教徒について「少数派コミュニティ」の地位を規定している。法律は、政府がこれら少数派の存在を保護し、個々のアイデンティティの推進のための条件を奨励すると定めている。

「憲法は、シク教、ジャイナ教、及び仏教はヒンドゥー教の中の分派であると規定している。しかしながら、これらのグループは、自身を別個の信仰とみなしている。その後の法律は、仏教を別個の宗教として認定している。ジャイナ教徒は、Delhi 準州、Maharashtra 州、Karnataka 州、Madhya Pradesh 州、Uttarakhand 州、Rajasthan 州、Jharkhand 州、Chhattisgarh 州、Uttar Pradesh 州、Andhra Pradesh 州、及び West Bengal 州の各州では少数派の地位にある。各州政府は、法律に基づいて少数派として指定された宗教グループに少数派の地位を与える権限を持っている。

「結婚、離婚、養子縁組、及び相続に関しては(「従属法(personal law)」として知られる)特定の宗教コミュニティにのみ適用されるさまざまな州の法律が存在する。

政府は、これらの法律を策定するに際して、身分関係法令委員会 (personal status law boards) にかなりの自主性を与えている。ヒンドゥー法、キリスト法、パーシ法、及びイスラム法は、法的に認められており、司法的に執行可能である。何人も憲法に規定される国家及び州レベルの立法権又は社会改革義務を免れない。

「法律は、シク教徒の部分的な認定を規定しており、ヒンドゥー教の結婚を規制する法律に基づかない結婚を規制する特殊な法律に基づいて結婚を登録することを許している。しかしながら、シク教徒には離婚の規定はなく、他のシク教徒の問題はやはりヒンドゥー法に従っている。」

## 改宗

- 4.1.4 米国国際宗教自由委員会 (US Commission on International Religious Freedom) は、その 2014 年の年次報告書において、7 つの州—Chhattisgarh 州, Himachal Pradesh 州, Gujarat 州, Madhya Pradesh 州, Arunachal Pradesh 州, Rajasthan 州, 及び Odisha 州—は一般に「改宗禁止」法と呼ばれる「宗教の自由法 (Freedom of Religion Act(s))」を持っていると指摘した。これらの法律は、全般的に政府の役人が改宗の合法性を評価し、他者を改宗させるために強制、不正行為、又は「誘惑」を用いた者に対する罰金及び禁固を規定している。これらの法律は、ほとんど逮捕にはいたらず、有罪判決となることもないが、宗教的少数派、特にキリスト教徒に対する敵対的雰囲気を生み出している。Odisha 州における NGO やキリスト教布教活動家によれば、一部の地域の地元当局は、市民を「強制的に」改宗させているという理由でキリスト教説教者を逮捕するために法律の規定を発動した。フリーダム・ハウス (Freedom House) によれば、「ヒンドゥー教徒が大多数を占めるいくつかの州の法律は、「強制」又は「誘惑」の結果行われる改宗を刑事罰の対象としており、布教者を刑事告発するために広く解釈することができるようになっている。」

米国国務省の 2013 年国際宗教自由報告書は、次のように付け加えている。

「Arunachal Pradesh 州の改宗禁止法は、権限を付与する法律が継続的に存在しないために実施されていない。当局は、これらの法律を無防備な個人が信仰を変えるように誘惑されるのを防ぐための保護措置であると説明している。例えば、Gujarat 州の法律は、「誘惑、強制、又は不正行為」による改宗を禁じている。」

同報告書は、次のように引き続き述べている。

「Himachal Pradesh 州の法律によれば、「何人も、強制を用いて、若しくは誘惑によって、又は何らの他の不正手段によって、ある宗教から別の宗教へ、いかなる者も改宗させてはならず、又は直接的にもしくは他の方法で改宗させるよう企ててはならず、何人もかかる改宗を教唆してはならない。」違反は、2 年以下の禁固及び／又は 25,000 ルピー（407 米ドル）の罰金に処され、「指定カースト (Scheduled Caste)」又は「指定部族 (Scheduled Tribe)」のメンバー（社会的に疎外されたグループ）又は未成年が関係する場合は罰則が強化される。Chhattisgarh 州は、強制又は誘惑による改宗に対する類似の禁止を定めている。」

- 4.1.5 「Odisha 州の法律は、「強制を用いたもしくは誘惑による、又は何らの不正手段による」改宗を禁じており、「何人もかかる改宗を教唆してはならない」としている。罰則には、禁固、罰金、又はその併科があり、違反は未成年、女性、又は「指定カースト」もしくは「指定部族」のメンバーが関係する場合はより厳しくなる。法律は、個人に改宗に先立って届出をするよう要求し、聖職者に改宗儀式を執り行う意図を宣言するよう要求している。法律はまた、治安判事が信仰を布教する宗教団体及び個人のリストを維持するよう要求している。」

トムラントス人権委員会 (Tom Lantos Human Rights Commission) において、米国国際宗教自由委員会の副会長は、次のように述べている。

「改宗禁止法は、国際的な基準に違反しており、信仰に関する個人の決定の有効性を決定するという不適当な立場に政府を立たせるものであるため、非常に問題が多い。そのような法律は、一方的かつ差別的で、ヒンドゥー教からの改宗には障害と刑罰を課し、ヒンドゥー教への改宗には障害も刑罰も課さない。加えて、これらの法律は、宗教的少数派コミュニティ、特にキリスト教徒とイスラム教徒に対する威嚇、迫害、及び暴力といった事件の発生を増大させているが、逮捕はほとんど行われず、有罪判決も行われていない。しかし、このような告発はほとんど真実ではなく、それはこれらの法律による極めて低い有罪判決率が証明するとおりである。しかしながら、大規模な逮捕に結びつかない一方で、これらの法律は、少数派に対する社会的な刑事免責の風土を醸成しており、警察の嫌がらせを招いている。強制的な改宗の告発は、しばしば、例えば宗教指導者又は信者が特定の政治的問題もしくは地元政治家を非難する場合又は土地争いがある場合を含めて、宗教とは無関係の紛争があるときに、宗教的少数派コミュニティ、特にキリスト教徒及びその宗教指導者に対して用いられている。」

- 4.1.6 Punjab 州以外のシク教徒の状況について、カナダの移民難民委員会調査局 (IRB :

Research Directorate of the Immigration and Refugee Board of Canada) は、「消息筋によれば、シク教に改宗した人々が一部の州で困難な状況に直面する可能性がある... カナダの世界シク機構 (WSO : World Sikh Organization of Canada) の弁護士によれば、下層カーストからの改宗者はしばしば彼らのコミュニティからの反発に直面している...」と報告している。

- 4.1.7 強制, 不正行為, 又は誘惑が関わっているとの疑惑を伴う, ヒンドゥー民族主義者による宗教的少数派の強制的な改宗の報告が存在する。民族奉仕団 (RSS : Rashtriya Swayamsevak Sangh), バジュラング・ダル (Bajrang Dal), 世界ヒンドゥー評議会 (VHP : Vishwa Hindu Parishad) などの強硬派のヒンドゥー教グループは, 改宗は自由意志によるものであり, 彼らはキリスト教徒やイスラム教徒が「もともとの宗教」に回帰するのを許したのだと主張した。「イスラム教徒」, 「キリスト教徒」, 及び「シク教徒」を参照されたい。

## 異宗教間の結婚

- 4.1.8 カナダの移民難民委員会 (IRB : the Immigration and Refugee Board) は, 2012 年 5 月に, 異宗教間の結婚に関する報告書を発表した。IRB の報告書は, 「異宗教間の夫婦が暴力を受けることは当たり前のことではないが, 実際に発生している。暴力の脅威は, 大半の事例において, 彼らの家族からのものである。わずかに一部の農村部において, 家族以外の者が異宗教間の結婚に関心を持ち, 行動を起こしている」と記述する外部情報源を引用した。しかしながら, 同報告書は, 特に妻がイスラム教徒である場合のヒンドゥー教徒とイスラム教徒との間の結婚は他の異宗教間の結婚よりさらに「問題が多く」なる可能性がある」と指摘する学術的情報源を引用している。

- 4.1.9 カナダの IRB の報告書はまた, 上層カーストのヒンドゥー教徒は下層カーストのヒンドゥー教徒より異宗教間の結婚に対してより大きな反発を受ける可能性があり, 学術的情報源はインドにおいて異宗教間の結婚をした夫婦の状況は階級と地域に応じてさまざまであると指摘しており, 異宗教間の結婚をした夫婦は村を含む農村部と比較して都市部で取り扱われる方法には大きな相違があると指摘している。

- 4.1.10 2012 年 6 月付のオーストラリア難民上訴裁判所 (Australian Refugee Review Tribunal) の報告書は, 次のように述べている。

「ヒンドゥー教徒, シク教徒, 及びジャイナ教徒の間の異宗教間の結婚は, これらの宗教のメンバーとキリスト教徒, ユダヤ教徒, 又はイスラム教徒との間の異宗教間の

結婚よりは、一般に受け入れられているようである…。

「全般的に、カースト間及び異宗教間の結婚はしないほうが無難であり、これらの方向に沿った自由選択を主張している者は、それを理由とした家族間の関係の重大な衝突と崩壊の経験を語っている (Uttar Pradesh 州 Allahabad の教授)。

「異宗教間の結婚をした夫婦の扱いは、消極的な差別又は社会的な疎外から激しい攻撃までさまざまである。虐待の程度は、夫婦の所在地や社会的な地位によって異なり、家族のメンバー又はより広いコミュニティがこのような扱いの原因となる可能性がある。

「扱いは、当事者が所属するそれぞれの宗教、ならびに地理的及び社会経済学的な要因を含む、多くの要因に依存する。特定のカーストにおいては、特にヒन्दゥー教徒とイスラム教徒の結婚の場合には、それぞれのコミュニティが関与しており、いくつかのまれな事例では、地元の政治家さえ関与している。

「さまざまな報告書が、自宅軟禁、結婚の法的地位とは無関係に一方当事者への取消しを求めることの強制、及び殺害を含め、家族のメンバーによるさまざまな形の虐待を指摘している。

「ある非政府機関 (NGO) により最高裁判所に提出されたある公益請願 (public interest petition) は、家族の名誉を傷つけたとみなされた若い夫婦がときに嫌がらせと脅迫の結果自殺に追い込まれていると述べている。このような夫婦は、この NGO によれば、しばしば、「殴打、拷問、切断、強姦、強制結婚、及び自宅軟禁」を含む、長期にわたる低劣な身体的虐待やいじめを受けていた。女性は、その性的な行為が不名誉とみなされる場合は、特に標的にされる可能性がある。

「異宗教間の結婚をした夫婦に対する暴力のほとんどの報告されている事例が、北部や西部インドの「村や小さな町」で発生している。

「ヒन्दゥー教徒とイスラム教徒の結婚は、関係する家族の非難のみでなく、より広いコミュニティの集団的な反対を招く可能性がある。ヒन्दゥー教徒とイスラム教徒の夫婦が殺害された事例も報告されている。」

メディア情報筋は、異宗教間の結婚に関連する名誉殺人の増加を報告して、そのような慣行は特に Punjab 州, Haryana 州, Uttar Pradesh 州, 及び Rajasthan 州で発

生していると指摘している。

4.1.11 名誉犯罪に関する 2013 年 5 月のカナダの移民難民委員会報告書は、このような慣行は「異カースト間の結婚，異宗教間の結婚，同一氏族（一族，同族）内の結婚，婚前交渉，浮気，同性間関係，（富者と貧者の間の）異階級間の結婚，両親の希望に反した結婚，（及び）土地に関する問題」の結果発生する可能性がある」と報告している。

4.1.12 米国国務省の 2013 年国際宗教自由報告書は、次のように指摘している。

「特別婚姻法（SMA : Special Marriage Act）は、異宗教間の夫婦に改宗を行わずに結婚する権利を与えている。しかしながら、多くの夫婦がそれを行うに際しての行政上の困難や登録手続き中の地元の役人による嫌がらせに直面しているという報告が存在する。夫婦は、30 日間、一般の意見を求めて住所、写真、及び宗教的所属を含めた公示を行うことを要求される。この手続は、異宗教間の夫婦を異宗教間の結婚に反対する宗教グループによる嫌がらせに直面させる可能性がある。Haryana 州の Faridabad において、SMA に従って結婚しようとするある夫婦が地元のメディアでこの公示を行うことを要求されている。さらに、自身の宗教以外で結婚するヒンドゥー教徒、仏教徒、シク教徒、又はジャイナ教徒は、財産相続権を失う可能性に直面する。」

各国情報及びガイダンス、「インド：性的指向と性的同一性 (India: Sexual orientation and gender identity)」, 及び「インド：性に基づく危害／暴力を恐れる女性たち」も参照されたい。

## 5. 宗教が原因となる暴力及び差別

5.1.1 米国国務省の 2013 年国際宗教自由報告書は、次のように指摘している。

「宗教的所属、信仰、又は実践に基づく社会的な虐待又は差別の報告が存在する。しかしながら、民族と宗教はしばしば相互に関係があるため、対立の原因を決定するのは困難である。最大の州である Uttar Pradesh 州は、Muzaffarnagar におけるヒンドゥー教徒対イスラム教徒の住民間の暴力にて、65 名の死者を含めて、2 年連続で、地域的騒乱で最大の死者数を経験した。」

5.1.2 米国国務省の 2013 年国際宗教自由報告書はまた、次のように指摘している。

「宗教的少数派の逮捕や嫌がらせの報告が存在する。当局は、これらの少数派のインターネットサイトでの言論の自由を制限するように、インド刑法 (IPC : Indian Panel Code) の一部の条項を発動した。(2013年) 2月2日に、Hyderabad 警察のサイバー犯罪班は、イスラム教徒に対して戦争を遂行するようヒन्दゥー教徒に呼びかけたと伝えられるあるソーシャルメディアのページに関するイスラム教徒グループからの苦情に対応して、その投稿を削除するように、あるソーシャルネットワーキング・サイトに要求した。

5.1.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は、2015年世界報告書 (World Record 2015) において、「宗教的少数派に対する暴力事件は、2013年に国政選挙の準備期間中に急増しており、政府情報筋によれば 823 件の事件において 133 名が死亡し、2,269 名が負傷した」と記録している。2014年9月の世界キリスト連帯 (CSW : Christian Solidarity Worldwide) の報告書によれば、「2014年5月以降、宗教的少数派に対する対立住民間の暴力が 600 件以上発生しており、対立住民間の暴力のこれらの事件や過去の事件の被害者－生存者は公正な裁判、又は損失に対する十分な賠償を受けていない。CSW は、インド政府に対して、対立住民間の暴力及び標的を絞った暴力の発生に対処し、インド警察 (Indian Police Service) の改革を積極的に遂行し、法的及び司法的手続きの調査を通して対立住民間の暴力の犠牲者に対して公正な裁判と賠償を提供するために、包括的な枠組みを策定するよう要請している。」

5.1.4 米国国際宗教自由委員会は、2013年の事件を対象とする 2014年の年次報告書で、次のように報告している。

「2013年8月下旬に、Uttar Pradesh 州の Muzaffarnagar 地区で、対立住民間の暴力が発生した。連邦政府と州政府は軍隊、州の軍事要員、及び連邦緊急展開部隊 (Rapid Action Force) 隊員をこの地域に配備したが、40名から 60名が死亡し、少なくとも 12名の婦女がしばしば集団で強姦され、約 100名が負傷し、50,000名以上が「救済所」に移動させられた。2014年初め、主にイスラム教徒の数千名が自宅に戻る恐怖から、悲惨な状況で移動したままであった。数名の地元の議員やコミュニティの指導者とともに、さまざまな政党に所属する 16名の地元政府の役人が、2013年9月に逮捕され、対立住民間の暴力を扇動したとして起訴された。彼らの訴訟は、現在係属中である。さらに、(地元政府の指導者や警察官を含む) 6,000名以上が関与する 570件の事件が、提訴されている。」

5.1.5 2014年4月には、トムラントス人権委員会において、ヒューマン・ライツ・ウォッチのアジア権利擁護ディレクター (Asia Advocacy Director) は、インドの宗教的少数派に関する証言で、「ときに暴力を招く緊張が存在するが、ほとんどの日に、ほとんどの場所で、これらさまざまなグループのメンバーは、彼らの信仰を実践する基本的な市民的、政治的な権利及び自由を享受している」と述べている。証言は、引き続き、最近発生した主要な対立住民間の暴力事件を引用した。同情報源はさらに、「インドの各当局はすべて、役人や警察官が関係しているとみなす第三者調査による報告書が提出された後でさえ、一連の主要な暴力事件の発生後に容疑者を適正に捜査及び起訴をほとんど行っていない。刑事免責のパターンは、現在も続いている」と指摘している。

5.1.6 またトムラントス人権委員会において、米国国際宗教自由委員会の副会長は、「個人やコミュニティはしばしば、信者に公然とした礼拝又は布教活動などの実践を中止させるために、社会的秩序の攪乱を主張するか、又は宗教的少数派のコミュニティがヒンドゥー教を中傷したと濡れ衣を着せている」と述べている。

5.1.7 宗教的少数派出身の女性に関して、女性に対する暴力に関する国連特別報告者 (UN Special Rapporteur on violence against women) は、次のように述べている。

「イスラム教徒とキリスト教徒を含む宗教的少数派に対する対立住民間の暴力の頻発する事件について共通している数多くの証言は、これらのコミュニティで生活する女性の深い不安感と心の傷を反映している。経験の中には、宗教的なアイデンティティゆえに裸にされた女性、焼かれた女性、膣に異物を挿入されて暴行された女性、及び集団で強姦された女性が含まれていた。そのような犯罪の犯人は、通常、当局の地位を得ており、しばしば処罰を受けていないことが報告されている。さらに、そのような少数派は、知識、道具、及び研修の提供を通して少数派の女性の地位向上を目指す少数民族問題省 (Ministry of Minority Affairs) 及び少数民族に関する国家委員会 (National Commission for Minorities) による差別撤廃運動の計画や措置が存在するにもかかわらず、他の市民と同じ条件での教育、雇用、及び適切な住宅へのアクセスから除外されているとされている。」

5.1.8 フリーダム・ハウスは、2015年世界の自由度 (Freedom in the World 2015) の中で、普通の囚人、特に少数派と下層カーストの日常的な虐待は、引き続き問題となっていると報告している。

インドの女性の全般的な立場に関するより詳細な情報については、「各国情報及びガ

イダンス, インド: 性に基づく危害／暴力を恐れる女性たち」も参照されたい。

## 6. 宗教的少数派

「指定カースト」と「指定部族」に関する情報については、「各国情報及びガイダンス, インド: 保護の当事者と国内移動を含む背景」を参照されたい。

### イスラム教徒

6.1.1 米国国務省の 2013 年国際宗教自由報告書は、インドの人口の 13.4% (約 1 億 6000 万人) がイスラム教徒であると 2001 年の国勢調査は記録していると述べている。同報告書は、「Uttar Pradesh 州, Bihar 州, Maharashtra 州, West Bengal 州, Andhra Pradesh 州, Karnataka 州, 及び Kerala 州の諸州には大きなイスラム教徒の人口があり、イスラム教徒は Jammu 州と Kashmir 州では過半数を占めている。イスラム教徒の 85%以上はスンニ派であり、その残りのほとんどはシーア派である」と付け加えている。

6.1.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2015 年世界報告書において 2014 年の出来事について報告し、次のように述べている。

「、主にイスラム教徒の 60 人以上が、対立住民間の暴力によって、死亡し、Uttar Pradesh 州 Muzaffarnagar 地区及び Shamli 地区の数万人を移動させてから 1 年以上が過ぎても、中央政府も州政府も適正な救済措置又は公正な裁判を提供していなかった。Bharatiya Janata Party (BJP) が暴動中に暴力を扇動したとの嫌疑を受けている Sanjeev Balyan を国会議員選挙の候補者に選び、彼を大臣に任命したことは、イスラム教徒の不安を増大させた。州政府は、強制的に救済所を閉鎖し、適正な救済サービスの不足が救済所での 30 名以上の子供の死亡を招いたとの主張に対処していない。

「2014 年 6 月には、超国家主義者であるヒンドゥー教徒のグループが一部のヒンドゥー教の歴史的及び政治的な人物の名誉を毀損するようなソーシャルメディアの投稿に対して Pune 市西部で暴力的な抗議運動を開催した。グループの一部のメンバーが、匿名の投稿はイスラム教徒の仕業だと決め込んで、投稿とは何の関係もないが、その教徒の帽子から容易にイスラム教徒と特定できる Mohsin Shaikh を恣意的に殴打し、殺害した。」

6.1.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチはまた、次のように指摘している。

「多くのイスラム教徒の男性が、特に 2006 年から 2008 年にかけて爆弾攻撃の後で任意に留置され、尋問され、拷問されている。(後に、捜査によって、ヒンドゥー教徒の過激派のグループのメンバーがこれらの攻撃のいくつかに実際に関与していたことが判明した。) 当局はまた、イスラム教徒を標的にして、煽動防止法 (Sedition Law) や非合法活動 (防止) 法 (Unlawful Activities (Prevention) Act) を含む過酷で虐待的な法律を用いている。... イスラム教徒はしばしば恣意的な逮捕を恐れたのみでなく、彼らはまた自分たちの命を心配することになる。2013 年 7 月に、インド中央捜査局 (Central Bureau of Investigation) は、19 歳の女性を含む 4 名のイスラム教徒の司法管轄外の殺害に関して上級 Gujarat 警察と諜報機関の職員に対する告訴の手続きをした。警察は当初、Modi 州首相の暗殺を共謀していると疑われるこの 4 名が犯行を阻止されて、銃撃戦で死亡したものと主張した。その後の第三者調査によって、この 4 名は拘束された後 Gujarat 警察のメンバーによって処刑されたことが判明した。警察官のうちの何人かは、現在、別の司法管轄外の殺害事件で捜査されている。」

6.1.4 BBC ニュースは、2015 年 1 月 19 日に、「暴徒が多数の家屋に放火して、3 名のイスラム教徒が火炙りにされた後に、少なくとも 14 名が北部インドの Bihar 州で逮捕された。暴力行為は... 行方不明になってから 1 週間以上経った後に、あるヒンドゥー教徒の死体とその村で発見された後に発生した。上級警察官が BBC Hindi に語ったところによると、その男はあるイスラム教徒の少女に恋していた。「彼は拉致されて殺害されたのだ」と警察官は語った」と報じている。Dawn は、事件が発生した村の内外で警察による治安が強化されたと報じている。BBC は、「特派員によれば、(ヒンドゥー教徒とイスラム教徒) はおおむね平和的に生活しているが、偶発的に暴力事件が発生する」と付け加えている。

6.1.5 BBC ニュースは、2014 年 12 月に Agra のイスラム教徒の 57 家族がヒンドゥー教に強制的に改宗させられたと伝えられていると報じている。BBC は、「地元のヒンドゥー教徒が (彼らが改宗させられるのだと教えないことによって) 不正手段を用い、(配給カードを約束することによって) 誘惑を行ったことが主張されている。ヒンドゥー教徒のグループは、改宗は自由意志によるものであり、彼らはより多くの人々に同じことを行う予定であると言って告発を否定した」と指摘している。

6.1.6 ドイツ連邦移住局 (German Federal Office for Migration) は、2015 年 2 月 16 日からのブリーフィング・ノート (Briefing Notes) で、次のように報告している。

「インドでは集団改宗の報告が多い。約 250 名のインド人のイスラム教徒が、最近、Uttar Pradesh 州の Agra において、改宗儀式でその意思に反してヒンドゥー教に改宗させられたと伝えられている。公式の説明では、これらの人々は、彼らが「我々と共に有る方がより幸福になる」ことを理解したため、「目覚めのプログラム」の枠組みの中でヒンドゥー教に自主的に改宗したのだというのである。彼らの祖先は、約 30 年前にイスラム教に改宗したと伝えられている。それどころか、参加者は小麦と米を約束されたのだと語った。彼らは、儀式での改宗については何も知らなかったと語った... イスラム教の聖職者は、イスラムの背教行為は罰すべき罪であると指摘した。」

#### キリスト教徒

6.1.7 キリスト教徒は、人口の 2.3% (約 2700 万人) を占めている。米国国務省の 2013 年国際宗教自由報告書によれば、「キリスト教徒のコミュニティは国中に見られるが、北東部、並びに Kerala 州、Tamil Nadu 州、及び Goa 州などの南部の諸州により集中している。3 つの小さな北東部の諸州 (Nagaland 州、Mizoram 州、及び Meghalaya 州) では、キリスト教徒が大多数を占めている。」

6.1.8 同情報筋は、次のように報告している。

「全インドキリスト者評議会 (All India Christian Council) によれば、Andhra Pradesh 州のキリスト教の伝道師と宣教師は、(2013 年) 7 月に身体的な脅迫又は他の種類の嫌がらせ等の 46 件の事件の犠牲者となった。警察は、これらの事件のほとんどを公式に登録もせず、捜査もしなかった... (2013 年) 11 月 18 日には、キリスト教の宣教師の 7 歳の息子が、Rajasthan 州 Dungarpur の Sadar Thana において、ある池の中で遺体で発見された。遺体には、拷問された痕跡があった。少年の父親 Harish Gameti は、息子の死に関し、右派のヒンドゥー教活動家を非難するとともに、11 月 10 日に布教活動を中止せよ、さもないと痛い目を見るだろうとの殺害の脅迫を受けたと語った。警察は、供述調書 (First Information Report) を登録し、その年末の時点で捜査中だった... 1 月には、ヒンドゥー教の民族主義団体である Hindu Janajagruti Samiti のメンバーが Maharashtra 州の Malwan のキリスト教徒の村民を襲撃しており、同様の襲撃はその年の間に Maharashtra 州の Palghar 及び Sawantwadi でも報告された。クリスチャン・セキュラー・フォーラム (CSF : Christian Secular Forum) によれば、その年は年間を通じて、キリスト教徒に対する暴力事件が数多く発生した。その中には、2 月及び 3 月に起こったヒンドゥー教の

民族主義団体 Shiv Sena のメンバーによる Mumbai のクリスチャン・スクールに対する襲撃、ヒンドゥー教徒グループによる 5 月に家庭教会を経営する予定であった Gujarat 州 Jhalod の独立の牧師とその家族に対する襲撃が含まれていた襲撃。」

6.1.9 BBC ニュースは、2014 年 12 月に Delhi 東部で発生したカトリック教会への放火事件の後に行われたキリスト教徒の抗議について報告している。Deutsche Welle は、2015 年 2 月 5 日に、12 月の事件以来「Delhi 内外の少なくとも 5 つのカトリック教会が強盗、放火、破壊行為、及び投石を含む襲撃を報告しており、計画的な暴力運動についての懸念が高まっている」と報告している。BBC ニュースは、キリスト教徒グループがそれらの襲撃を実行したとして強硬派のヒンドゥー教徒を告発したため、最近の教会の襲撃に対して抗議したとき多数の人々が逮捕されたと報告している。警察は、その証拠はほとんどなく、彼らは首都に存在する 200 以上の教会に保安を提供していると主張した。

6.1.10 Delhi のキリスト教会に対する最近の襲撃に応じて、Narendra Modi 首相は、暴力行為を非難し、「政府は多数派又は少数派のいずれに所属する宗教グループであろうと、公然とであろうと秘密裏であろうと、他者に対する憎悪を扇動することを許さない」と述べた。

6.1.11 2014 年 12 月に、BBC ニュースは、「約 100 名のキリスト教徒が Gujarat 州西部でヒンドゥー教に改宗し、Kerala 州南部では 30 名のキリスト教徒が改宗したことが報告された」と指摘している。反対派の国会議員は、ヒンドゥー民族主義グループによって執り行われた宗教儀式には、強制、不正行為、又は誘惑が絡んでいたと主張している。

6.1.12 米国国際宗教自由委員会は、2014 年の年次報告書の中で、次のように報告している。

「2013 年 12 月半ばに、インドカトリック司教会議 (Catholic Bishops' Conference of India)、不可触民キリスト教徒国民会議 (National Council of Dalit Christians)、インド教会国民会議 (National Council of Churches in India)、及び北インド教会 (Church of North India) が、ヒンドゥー教徒の不可触民と比べて、キリスト教徒とイスラム教徒の不可触民の取扱いに抗議するために、New Delhi で集会を開催した。一部の抗議者が警察の警戒線を越えたとき、警察は高压放水砲で応酬し、警杖や警棒で抗議者を攻撃し、多数の負傷者を出した。さらに、警察は、北インド教会の事務局長 Alwan Masih、New Delhi のローマカトリック教会大司教 Anil Couto、ならびに

キリスト教とイスラム教の双方の多数の修道女、修道士、その他を含む多数の抗議者を逮捕した。翌日、Manmohan Singh 首相は徹底的な捜査を約束したが、結果はこの報告の時点で不明である。」

6.1.13 2015年2月23日に、被抑圧民族協会 (Society for Threatened Peoples) は、「2014年1月以降、インドでは少なくとも149件のキリスト教徒に対する襲撃があった。事件の半数以上において、キリスト教徒は改宗するように威嚇され、脅迫され、又は強制された。これらの事件の約4分の1は、キリスト教会又はキリスト教徒に対する物理的な襲撃であった」と報告している。

シク教徒

6.1.14 Punjab州の人口の約60%を占めるシク教徒の大半(1,400万人以上)が住んでいるPunjab州以外のシク教徒の状況に関して報告して、カナダの移民難民委員会調査局 (IRB) は、「2001年国勢調査の統計によれば、インドには人口の約1.9%を占める1,900万人を超えるシク教徒が存在する」と指摘している。IRBは、次のように付け加えている。

「他の州には、かなりの数の少数派のシク教徒が存在する... 2001年国勢調査によれば、インドの全州にはシク教徒が住んでおり、Haryana州には100万人以上が住んでおり、Chandigarh, Delhi, Jammu, Kashmir, Madhya Pradesh, Maharashtra, Rajasthan, Uttar Pradesh, 及びUttaranchal等の州及び連邦直轄地には10万人以上100万人未満のシク教徒が住んでいる。IRBとの通信において、カナダの世界シク機構 (WSO) の弁護士は「ほとんどすべてのインドの主要都市にはシク教徒のコミュニティが存在する。Delhi や (Terai 地区としても知られる) Uttaranchal 州の Udham Singh Nagar 地区などの場所、並びに Jammu 州, Rajasthan 州, Haryana 州, 及び Himachal Pradesh 州などの Punjab 州と境界を接する諸州には、大規模なコミュニティが存在する」と説明した。IRB が接触した他の情報筋は、インドの南部, New Delhi や Mumbai を含む「インドの大都会」にはシク教徒のコミュニティが存在すると述べている。」

6.1.15 IRB は、シク教徒の取扱いに関して、次のように報告している。

「アジア人権委員会 (AHRC : Asian Human Rights Commission) の暫定事務局長によれば、インドではシク教徒に対する「差別は存在しない」... 他の情報筋は、インド全体でシク教徒に対する差別はほとんどないと述べている... インドにおけるシ

ク教徒の身分は、1980年代以降大きく改善していると伝えられている... 1980年代半ばにはシク教徒に対する広範囲にわたる暴力と人権侵害があり、3,000人以上が殺害された... しかしながら、複数の政府委員会が設置されたにもかかわらず、殺害の責任を負う州政府当局は処罰されなかった... ニューデリー・テレビ (NDTV : New Delhi Television) による2013年2月26日の記事によれば、New Delhiの3,000人のシク教徒を含む国内の8,000人のシク教徒の殺害に対処するために過去30年間に10の委員会が設置されたが、12件の殺人事件のわずか30人が有罪を宣告されたのみで、暴力を扇動したとされている政治家や警察官は有罪を宣告されていない...

「IRB との電話インタビューで、インドに関する専門家であるトロント大学 (University of Toronto) のある歴史学の教授は、シク教徒は攻撃の対象となっておらず、「シク教徒の恐怖感はない」と述べている... 対照的に、インドにおける武力紛争に関する調査を実施しているカリフォルニア大学 (UC : University of California) バークレー校のある研究者は、「1980年代と1990年代の大規模なアンチシク宣伝のために、シク教徒はインドのコミュニティの大部分の信用を失っている」と述べている...」

6.1.16 前2期のインドの首相は、シク教徒だった。IRBは、Sarvashrestha Mediaが2012年7月に「多くのシク教徒が、インドにて、4名の知事、諜報局長、首相、大使、最高裁判所判事を含む重要な地位のほか、政治、政府、学会、司法、及びビジネスなどの分野にて重要な指導者の地位に就いている」ことを指摘したと付け加えている。

6.1.17 いくつかの情報筋を引用して、IRBは、それらの情報筋が次のように述べたことを指摘している。

「Punjab州以外の州に住んでいるシク教徒の少数派は、住宅、雇用、医療、教育、及び宗教を实践する自由を享受している... カナダの世界シク機構の弁護士は、全般的に、Punjab州以外のシク教徒は「信仰を实践するか又は一般公衆が利用できるサービスや施設を利用することに特に困難はない」と語った... Punjab州以外の州当局がどのようにシク教徒を取り扱っているかについて尋ねられたとき、WSOの弁護士は、「シク教徒は全般的に頻繁に発生する特殊な虐待の標的にはなっていない。ただし、特定の政治的意見を持つシク教徒又はそのような意見を支持する者は、嫌がらせ、勾留、及び拷問を受ける可能性がある。しかしながら、このことはPunjab州以外の州よりPunjab州においてはるかに一般的である」と付け加えた...」

## 7. 救済と保護の手段

保護の当事者に関する全般的な情報については、「各国情報及びガイダンス、インド：保護の当事者と国内移動を含む背景」を参照されたい。

### 7.1.1 米国国務省の2013年国際宗教自由報告書は、次のように指摘している。

「政府は、概ね宗教の自由に関する法律的な保護を実施している。しかしながら、人権活動家は、国家当局、地元当局及び民間人によって行われている一部の虐待に効果的に対応していないとして政府を批判している。当局は、いくつかの制限的法律を実施しており、宗教的少数派を襲撃した者を常に効率的又は効果的に告発しているわけではない。「改宗禁止法」に基づいて、逮捕の報告はあったが、有罪の判決はなかった。」報告書は、次のように付け加えている。

「法律は、一般に、宗教の自由の侵害に関する救済措置を規定しており、民間人による差別又は迫害に対応する法的な保護は存在する。少数民族問題省、国家人権委員会（NHRC : National Human Rights Commission）及び少数民族に関する国家委員会（NCM）を含む連邦機関は、宗教的な差別に関する申し立てに関して調査することができる。教育制度における少数民族の権利の侵害に関する苦情を調査する権限及び教育施設を建設し管理する権利を有する少数民族教育施設に関する国家委員会（National Commission for Minority Education Institutions）も存在する。これらの機関は、関係する地元又は国の政府当局に対して改善の勧告を行っている。NHRCの勧告は法的強制力を持たないが、中央政府と地元政府の当局は一般にそれに従っており、2つの連邦機関が複数の重要な事件に介入している。」

7.1.2 同情報筋は、「Maharashtra 州少数民族委員会（Maharashtra State Minorities Commission）は、Mumbai の一部の住宅共同体による苦情を受けてイスラム教徒に対する住宅の差別に関する事件の審理を開始した。ある事例では、警察は、委員会からの命令にもかかわらず、差別の苦情を調査する行動を起こさなかった」と報告している。

7.1.3 トムラントス人権委員会における演説で、米国国際宗教自由委員会の副議長は、「インドは、早期決着裁判所（Fast-Track Courts）、特別捜査班（Special Investigative Teams）、及び独立の委員会の創設を含め、過去の対立住民間の暴力及び他の宗教の自由の侵害に関して公正な裁判を実施するためにいくつかの措置を講じている。あいにく、これらの措置の有効性は、宗教的な偏見と汚職によって限定的なものとなって

いる。しかし、インドは、対立住民間の暴力の発生を予測し、それに対応することを含めて、効果的に行動する能力を証明している」と述べている。

7.1.4 米国国際宗教自由委員会は、2014年の年次報告書で、次のように報告している。

「多元的かつ非宗教的な民主主義国家としての国の立場にもかかわらず、インドは少数派コミュニティを保護し、又は政治的な意思の欠如、政治的な汚職、及び政府の役人による宗教的な偏見により犯罪が発生したとき公正な裁判を提供するために苦戦している。このことは、国内にすでに存在する刑事免責の風土をさらに悪化させている。... インドの裁判所は、2007年から2008年にかけて Odisha 州で発生した大規模なヒンドゥー教徒とキリスト教徒の対立住民間の暴力及び2002年に Gujarat 州で発生した大規模なヒンドゥー教徒とイスラム教徒の対立住民間の暴力に端を発する事件を未だに裁いている。NGO、宗教指導者、及び人権活動家は、これらの捜査と裁判における宗教的偏見と汚職を主張している。2013年10月に、下級裁判所は、証拠と証人が無いことを理由に、バプティスト教会、数十軒の家屋、及び企業を全焼させたことを含めて、Odisha 州での暴力事件に関連する犯罪について54人を無罪とした。また、10月には、同裁判所は、毛沢東主義者の反乱者が殺害について2度も犯行声明を出したという事実にもかかわらず、その死亡が暴力事件の原因となったヒンドゥー教の指導者 Laxamananda Saraswati を殺害したとして7名のキリスト教徒を有罪とした。2013年には、Gujarat 州の下級裁判所は、長期的な Gujarat 州首相 Narendra Modi—現在の BJP の首相候補—が2002年に生きながら火災りにされた著名なムスリム議会党 (Muslim Congress Party) の指導者の死亡に責任が無いと裁定した。この事件は、指導者の妻によって提訴され、控訴されたと伝えられている。2002年の暴力事件への関与又は共謀に関して Modi と関係があるとされるいくつかの他の事件が係属している。」

7.1.5 米国国務省の2013年国際宗教自由報告書は、次のように述べている。

「キリスト教徒のグループは、警察は身体的な襲撃や嫌がらせを受けて苦情を登録し、起訴するのが遅いと報告している。住民間の融和を図る政府の努力にもかかわらず、多くの事件が年末の時点で裁判所に係属中であつたが、犯人の非効果的な捜査と起訴が公正な裁判を遅らせている。例えば、Gujarat 州の1984年の反シクの暴力事件及び2002年の反イスラムの暴力事件に関連する事件は、係属中のままであつた。民事事件の判決は一般に15年を必要とし、刑事事件の判決はときには20年を必要とする。軽罪はしばしば解決されていない。宗教的少数派に対する対立住民間の暴力の責任を

負う者を公正に裁くことができないということ，それが刑事免責の風土を助長していることに関して，市民社会に不安が存在する。」